

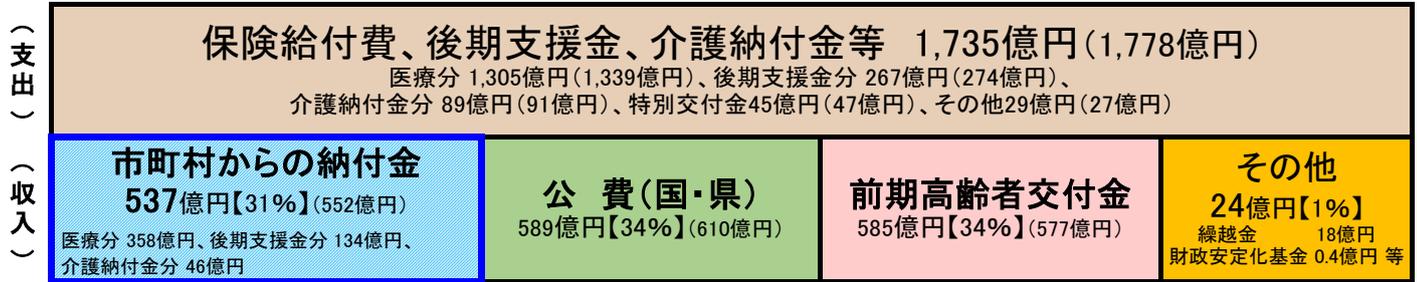
県と市町村の国保財政の仕組み(イメージ)

報告事項ア・イ共通資料

<県>

① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期支援金、介護納付金等を推計
 国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定するとともに繰越金、財政安定化基金等を活用し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※金額は令和6年度、()内は令和5年度



② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【令和6年度の算定方法】
 各市町村の県全体に占める所得総額、被保険者数、世帯数に応じて市町村ごとに按分
 ア 所得割 (所得総額に応じて負担)
 イ 均等割 (被保険者数に応じて負担)
 ウ 平等割 (世帯数に応じて負担)

<市町村>

③ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

※金額は35市町村の合計

